

○公 告
随意契約の相手方を決定した件九件

目
次

公 告



毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

公告第15号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（あだたら清流センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（あだたら清流センター） 4,560 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年12月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額
19,250円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第16号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（大滝根水環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務(大滝根水環境センター) 3,300t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
令和7年12月3日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 隨意契約に係る契約金額
21,340円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第17号

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター) 7,300t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
令和7年12月3日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 隨意契約に係る契約金額
5,280円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第18号

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 10,950t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
令和7年12月3日

- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 隨意契約に係る契約金額
16,500円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第19号

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 3,650t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
令和7年11月26日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
マルヤス産業株式会社 福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字大久保1番地
- 5 隨意契約に係る契約金額
18,700円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第20号

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,300t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
令和7年12月3日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 隨意契約に係る契約金額
20,350円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第21号

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 6,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
令和7年12月3日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 隨意契約に係る契約金額
12,980円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第22号

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 6,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
令和7年12月3日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番2号
- 5 隨意契約に係る契約金額
15,400円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第23号

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

- 1 脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 1,500 t
2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
3 隨意契約の相手方を決定した日
令和7年12月9日
4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
5 隨意契約に係る契約金額
44,000円（1t当たり）
6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
7 隨意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）